

整理番号 NO. _____

重 要 事 項 説 明 書
利 用 契 約 書
(居宅介護支援事業所)

利用者 _____ 様

事業者 ： 株式会社 花音

ケアプランセンター花音 重要事項説明書

当事業所はご契約者（以下利用者様）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆ 居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することが出来るよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業所とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
 - ※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1、事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 花音 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県水戸市笠原町974-32 |
| (3) 電話番号 | 029-277-7608 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 録田 由美 |

2、事業所の概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2) 事業の目的 | 当事業所の介護支援専門員が要支援者や要介護者に介護保険サービスやその他の保健福祉サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成すると共に、サービス提供事業者との連絡調整、その他の必要な支援を行う事を目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | ケアプランセンター花音 平成23年4月15日指定 |
| (4) 事業所の所在地 | 茨城県水戸市小吹町字釜場2327-1 |
| (5) 電話番号 | 029-305-5265 |
| (6) 事業所管理者名 | 録田 由美 |
| (7) 当事業所の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">1、事業所の介護支援専門員は、利用者の相談に親身に応じ利用者の立場に立ち、利用者の心身の状態を踏まえて、介護保健サービスやその他保健福祉サービス利用における適切な計画を作成する。2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。3、正当な理由なく、サービスの提供を拒否しない事。4、訪問の際、利用者や利用者家族から得た情報の秘密保持に努める事。5、作成した、居宅サービス計画について、文章により利用者の同意を得る事。6、居宅サービス事業者から利益収受を行わない事。 |
| (8) 開設年月日 | 平成23年4月15日 |
| (9) 事業者が行っている他の業務 | 当事業所では、次の事業も合わせて実施しています。 |

3、事業実施区域

水戸市・茨城町・ひたちなか市

4、営業日及び営業時間

営業日 月曜日 ～ 金曜日（但し12月30日から1月3日までは除く）

営業時間 午前8：30～午後5：30までとする。

※ 但し、緊急、又は必要な状況に応じて、24時間常時連絡が可能な体制とする。
（デイホーム花音にて、連絡を受け付ける）

5、職員の体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りです。

（1）管理者兼主任介護支援専門員 1名

6、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

（1） サービス内容と利用料金

<サービス内容>

① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家族を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅介護サービス等」という。）

が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の流れ>

- | |
|--|
| <p>i）事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。</p> <p>ii）居宅サービス計画作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。</p> <p>iii）介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。</p> <p>iv）介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。</p> |
|--|

② 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ・ 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく

同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

- ・ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

③ 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

④ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

⑤ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑥ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

7、サービス利用に関する留意事項

（1） サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2） 介護支援専門員の交替

① 事業者から介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご利用者様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当を認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

（3） 保険証等のお預かり

事業所は、必要に応じて介護保険証・介護保険自己負担割合証・介護保険負担限度額認定証などをお預かりさせて頂くことがあります。

(1) 苦情の受付

○苦情受付窓口 録田 由美 電話番号029-305-5265
○受付時間 月曜日～金曜日 午前9:00～午後6:00(12/31～1/3を除く)

水戸市役所介護保険課

- ① 利用者が死亡した場合。
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合。
- ③ 利用者が介護保険施設に入所された場合。
- ④ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合。詳しくは下記の（１）
- ⑦ 事業所から契約解除を申し出た場合。詳しくは下記の（２）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解除することが出来ます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

- ① 事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合。
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約の定める居宅介護支援を実施しない場合。
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

① 事業者が、やむを得ない事情により、適切な居宅介護支援を行う事が困難となった場合は、３０日以上の猶予期間を持って、その理由を通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は他の居宅介護支援事業者の紹介、その他の必要な措置を講ずることとします。

② 事業者は利用者様又はそのご家族様の著しい不当な行為により、双方の信頼関係の維持及び改善の見込みがなく、契約の継続が困難となった場合、３０日以上予告期間をもって、その理由を通知することにより、この契約を解除することが出来ます。

(続柄：)